

## 第119回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和3年1月18日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和3年1月18日(月)午後1時51分
- 3 閉会の日時 令和3年1月18日(月)午後2時47分
- 4 会議の場所 岡山市役所 7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名    出席 16名    欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	欠席	14	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 井上 満千夫 総務・農政担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久 副主査 佐藤 智保子	参事監 真田 明彦 農地担当課長 佐藤 孝司 農地担当係長 奥山 英明
--	---

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- |     |  |
|-----|--|
| 申請等 | (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について<br>(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について<br>(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について<br>(4) 転用事業計画変更承認申請について<br>(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有者の移転)<br>(6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について<br>(7) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について |
| 報 告 | (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について<br>(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について<br>(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について<br>(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について   |

(5) 農地改良届について  
第2号議案 農政関係等について

(1) 連絡事項

9 議事録署名委員の番号及び氏名

7番：賀門 義和      14番：角南 一昭

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会  
第119回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。7番 賀門 義和 委員、  
14番 角南 一昭 委員 をお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

12月の諮問案件について報告します。露天資材置場・露天駐車場を転用目的とする南区宮浦の5条申請2件については、12月18日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、  
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ1番、受人は中区長岡に居住し、約29アールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により大安寺中町の畑に20年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は北区西古松西町に居住し、世帯で約79アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により富原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は、南区藤田に居住し、世帯で約35アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により玉柏の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は北区菅野に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により菅野の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は北区厚生町二丁目に居住し、世帯で約2.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により白石の田に5年間の賃貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は北区芳賀に居住し、世帯で約1.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から6番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7番、受人は倉敷市茶屋町に居住し、大井の実家の父親とともに約56アール

ルの農地を耕作していますが、経営移譲により大井の祖母の田に20年間の使用貸借権設定をしようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は北区新庄下に居住し、世帯で約85アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により新庄下の畑を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は総社市赤浜に居住し、世帯で約62アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により高塚の畑を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は南区大福に居住していますが、杉谷の田及び畑を取得し、新規に就農しようとするものです。

営農計画書によりますと、申請地近隣の住宅も購入しており、そこを拠点に地元の農業者の指導を受けながら営農を行うとなっております。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は北区撫川に居住し、世帯で約3.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、5条申請2番と同時申請になっています。受人は北区新庄上に居住し、世帯で約66アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により新庄上の田を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をす

べて満たしていると考えます。

13番、受人は北区石妻に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により石妻の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、7番から13番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2ページ14番、16番は受人が同一で同時申請ですので、併せて説明します。受人は令和2年4月24日に設立され、北区表町一丁目に本店を置き、障害福祉サービス事業を主な事業とする法人です。14番では御津矢原の畑を、また、16番では建部町大田の畑にそれぞれ5年間の使用貸借権を設定し、新規に就農しようとするものです。営農計画書によると、当該法人の従業員及び同法人が運営するB型事業所の利用者により、黒ゴマの栽培を行う計画になっています。

一般法人でも解除条件付きの契約であることなど、一定の要件を満たせば農地を借り入れて農業を営むことができますが、御津・建部地区協議会で協議した結果、14番は地域との関係等について調整を要する事項があり、保留意見となりました。そのため、同時申請である16番についても下限面積の要件を満たしておらず、同じく保留意見となりました。

15番、受人は御津草生に居住し、世帯で約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津草生の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は建部町大田に居住し、世帯で約28アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町大田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、14番から17番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、14番、16番は保留意見、その他の2件は許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

#### 《國定委員退室》

佐藤副主査 18番、受人は北区岡町に居住し、世帯で約4.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により浦安南町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は南区浦安西町に居住し、世帯で約30ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により浦安西町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、申請等(3)農地法第5条申請5番と同時申請の案件です。受人は平成2年に設立され、北区平田に本店を置き、約72ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など、適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は北区中山下に居住し、世帯で約50アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により宮浦の田および畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は南区藤田に居住していますが、藤田の田に5年間の使用貸借権を設定し、新規就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は昭和41年に設立され、南区藤田に本店を置き、約116ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

株主要件など、適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は南区奥迫川に居住し、世帯で約10ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、受人は南区宗津に居住していますが、奥迫川の畑及び川張の田を所有権移転し、新規就農しようとするものです。また、玉野市へ2348㎡について同時3条申請されていましたが、令和3年1月8日付で許可意見となっています。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、玉野市の耕作面積と合わせると許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で18番から25番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区25番までの内、御津・建部地区14番、16番は保留、その他23件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

#### 《國定委員入室》

議長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請地を農地改良して、桃の栽培に利用しようとするものです。改良期間は、令和3年1月20日から令和3年2月20日までです。

農地区分は農用地ですが、農地改良工事のための一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2番、前回、保留となった案件です。転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。前回は、「営農計画書」の内容及びパネル下の植栽計画に疑義があ



ったため、保留となりました。その後、申請人から補正がありましたが、現在、すべての疑義が解消されたとは言えず、次の二点について疑義が残っています。

①「営農計画書」に記載されている地域の平均的な単収及びその単収に対して8割以上の収量を確保することについての記述や根拠に疑義があること

②パネル下の植栽計画（植栽位置・株数等）に疑義があること

そのため、これらの疑義が解消された後に結論を出すことが適当であるとして、保留意見となりました。

3番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、平成10年2月に設立され、本店を総社市秦に置き、農業製品生産加工販売を主な事業とする法人です。申請地の近隣に事務所及び観光農園がありますが、来客者用の駐車場が不足しているため、自己所有地である申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、法人の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は個人墓地及び進入路です。申請人の既設墓地は、自宅から約500m離れた山腹にあり途中の道が急峻であるため、今回、自己所有地である申請地に墓地及び進入路を移転しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、2番から4番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、2番は保留意見、その他の2件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 5番、転用目的は通路及び露天駐車場です。申請人は南区古新田に居住し、世帯で約78アールの農地を耕作する農業者ですが、住居敷地に家族の所有車両及び農業用自動車の駐車場がないため、住居に隣接する自己所有の申請地を進入路及び露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は露天駐車場です。申請人は南区古新田に居住し、塗装工事会社を営みながら世帯で約89アールの農地を耕作する農業者です。現在、自宅兼会社の敷地の一部を駐車場として利用していますが、従業員及び増車した社用車を自宅兼会社の敷地に駐車することにしたため、家族が所有する車両の駐車場が不足しています。そのため、自宅から近く自己所有地である申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、5番6番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(2)については、中・中央地区1番から南区6番までの6件の内、御津・建部地区2番は保留、その他5件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ６ページ１番、転用目的は貸露天資材置場です。申請人は、平成２８年１月に設立され、北区吉備津に本店を置き、とび工事業を主な事業とする法人の代表取締役を務めています。当該法人は、申請地近隣に資材置場を確保していますが、手狭となったため申請地を取得し、露天資材置場に転用しようとするものです。なお、所有名義は代表者とし、資材置場に転用後会社へ貸し付けるものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、３条申請１２番と同時申請の案件です。転用目的は農業用倉庫及び農業用露天駐車場です。申請人は新庄上に居住し約１．７ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、既存の農業用施設が手狭となったため、耕作地近隣の申請地を取得し、農業用倉庫、農業用露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農用地及び農地の広がり１０ヘクタール以上の１種農地と判断されますが、農業用施設は農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、１番２番の２件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 ３番、令和２年１０月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、北区奥田南町の借家に家族３人で居住していますが、住居が手狭にな

ったため、夫婦の勤務先に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、南区役所から半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は障害福祉サービス事業施設です。申請人は昭和38年に設立され、中区赤坂南新町に主たる事務所を置き、社会福祉業を主な事業としています。申請人は、申請地の隣接地で障害者福祉施設を運営していますが、利用者の増加に伴い既存施設では収容規模が不足するため、既存施設に隣接する申請地を所有権移転し、障害福祉サービス事業施設として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、申請等(1)農地法第3条申請20番と同時申請の案件です。転用目的は農業用資材置場です。申請人は平成2年に設立され、北区平田に本店を置き、約72ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人です。現在借りている農業用資材置場を返却することになり農業用資材置場が不足するため、耕作地に隣接する申請地を所有権移転し、農業用資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内の農地ですが、農業用資材置場は農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は自動車販売店舗です。申請人は昭和56年に設立され、北区今保に本店を置き、中古車販売業を主な事業としています。需要増加に伴い既存施設では展示スペースが不足しているため、本店から近く県道に面し需要が見込める申請地を所有権移転し、自動車販売店舗として転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル以内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区横井上の持ち家に妻と母の家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の勤務先に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、

持ち家は母に譲渡します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場・露天駐車場の敷地拡張です。申請人は昭和47年に設立され、南区浦安本町に本店を置き、建設工事・運輸業を主な事業としています。事業拡大に伴い資材置場及び駐車場が不足しているため、本店から近く既存駐車場に隣接した申請地を所有権移転し、敷地拡張しようとするものです。

農地区分は、南区役所から半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場・露天駐車場です。申請人は平成2年に設立され、南区浦安本町に本店を置き、運送業を主な事業としています。事業拡大に伴い資材置場及び駐車場が不足しているため、本店から近い申請地を所有権移転し、露天資材置場・露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、南区役所から半径300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、令和2年10月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は芳泉一丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の勤務先に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、申請等(4)転用事業計画変更承認申請1番と同時申請の案件です。転用目的は育苗ハウス・農業用倉庫です。申請人は南区西紅陽台に居住し、世帯で約5.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、作付けの増産計画により育苗施設の設置が必要となったため、自己所有地の隣接地である申請地を所有権移転し、育苗ハウス及び農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内の農地ですが、育苗施設及び農業用倉庫は農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

12番、令和2年12月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は南区西高崎の父が所有する借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く農業の手伝いができ、子育ての協力が得られる妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、妻の父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

荒井委員 南区協議会で、3番から12番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(3)については、北・吉備地区1番から南区12番までの12件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からをお願いします。

佐藤副主査 申請等(3)農地法第5条申請11番と同時申請の案件です。申請人は南区西紅陽台に居住し、世帯で約5.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、農業用資材や農業用車両の保管場所がなかったため、南区西高崎27番9について令和元年9月に農業用倉庫・農業用資材置場を転用目的として4条許可を

受けています。今回、先ほど審議していただきました申請等（３）農地法第５条申請１１番において、自己所有地の隣接地である申請地を所有権移転し、育苗ハウス及び農業用倉庫を建築し、同時に申請等（４）転用事業計画変更承認申請で自己所有地の転用計画を変更することで一体的に利用し、分散保管している農業用車両を集約して生産性と効率性の向上を図ろうとするものです。

農地区分は、農用区域内の農地ですが、育苗施設及び農業用倉庫は農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

荒井委員 南区協議会で、１番の１件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等（４）については、南区１番の１件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それではそのように決定いたします。次に申請等（５）岡山市農用地利用集積計画の決定、所有権の移転についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 ９ページ１番、１０ページ１番２番の３件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会ではいずれも原案どおり決定意見となっています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、申請等（５）については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 １１ページ中・中央地区１番から１６ページ南区２番までの２２件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、いずれも相続による所有権の取得です。あっせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（６）の２２件については、全件受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に申請等（７）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 別紙議案「申請等（７）農業振興地域整備計画変更に関する意見について」をご覧ください。令和２年８月締めの農振除外申出について、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。地域ごとに綴じられている一覧表の中で、斜線が引いてある案件については、取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当の案となっています。また、岡山地域及び灘崎地域については編入分もあります。内容についてはご覧のとおりです。各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。



議長 事務局から説明がありました。農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に、報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１７ページ１番から１９ページ１８番までの１８件です。転用目的は、道路拡幅等２件、貸店舗１件、賃貸住宅２件、露天駐車場等３件、自己住宅２件、共同住宅１件、進入路３件、宅地造成１件、敷地拡張２件、住宅用地１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、２０ページ１番から２１ページ１２番までの１２件です。転用目的は、自己住宅４件、露天資材置場２件、分譲住宅地１件、露天駐車場３件、住宅用地１件、木材加工作業場・倉庫１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２２ページ１番から２３ページ８番までの８件で、解約理由は、３番が転用目的、その他は耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に、報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２４ページ１番から５番までの５件で、内容は、農業用通路１件、農業用倉庫４件です。

最後に、報告（５）農地改良届については、２５ページ１番から３番までの３件で、内容は、普通野菜畑３件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （第２号議案について説明）

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他にありませんか。

事務局 次回総会予定（2月18日（木） 岡山市役所7階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後2時47分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員